

# いじめ防止基本方針

鹿沼市立栗野小学校

## 1 いじめ防止に対する基本的な方針

本校のすべての教職員は「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」「どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る」「いじめは絶対に許されない行為であり、いじめる側が悪い」との基本認識に立ち、教育活動全体を通して、児童一人一人に存在感や達成感を与えるとともに、思いやりの心や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。そのためにいじめ防止について、体系的、計画的にPDCAサイクルに基づく取り組みを継続できるよう「いじめ防止基本方針」を策定した。

## 2 学校におけるいじめ防止のための組織

「いじめ防止・不登校対策委員会」を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行う。また、いじめが発生した際には、解決に向け組織的に対応する。

### (1) 委員

校長、教頭、教務主任、学習指導主任、児童指導主任、保健主事、特別支援教育コーディネーター、当該児童の担任、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等

### (2) いじめ防止・不登校対策委員会の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童指導の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。

### (3) 未然防止・早期発見対策に係るいじめ対策委員会《定期開催》

#### ① 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・ 全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- ・ いじめに関する意識調査、集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ 校内研修会の企画、立案
- ・ 要配慮児童生徒への支援方針決定
- ・ 校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善

#### ② 早期発見対策

- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- ・ 情報交換による児童生徒の状況の共有

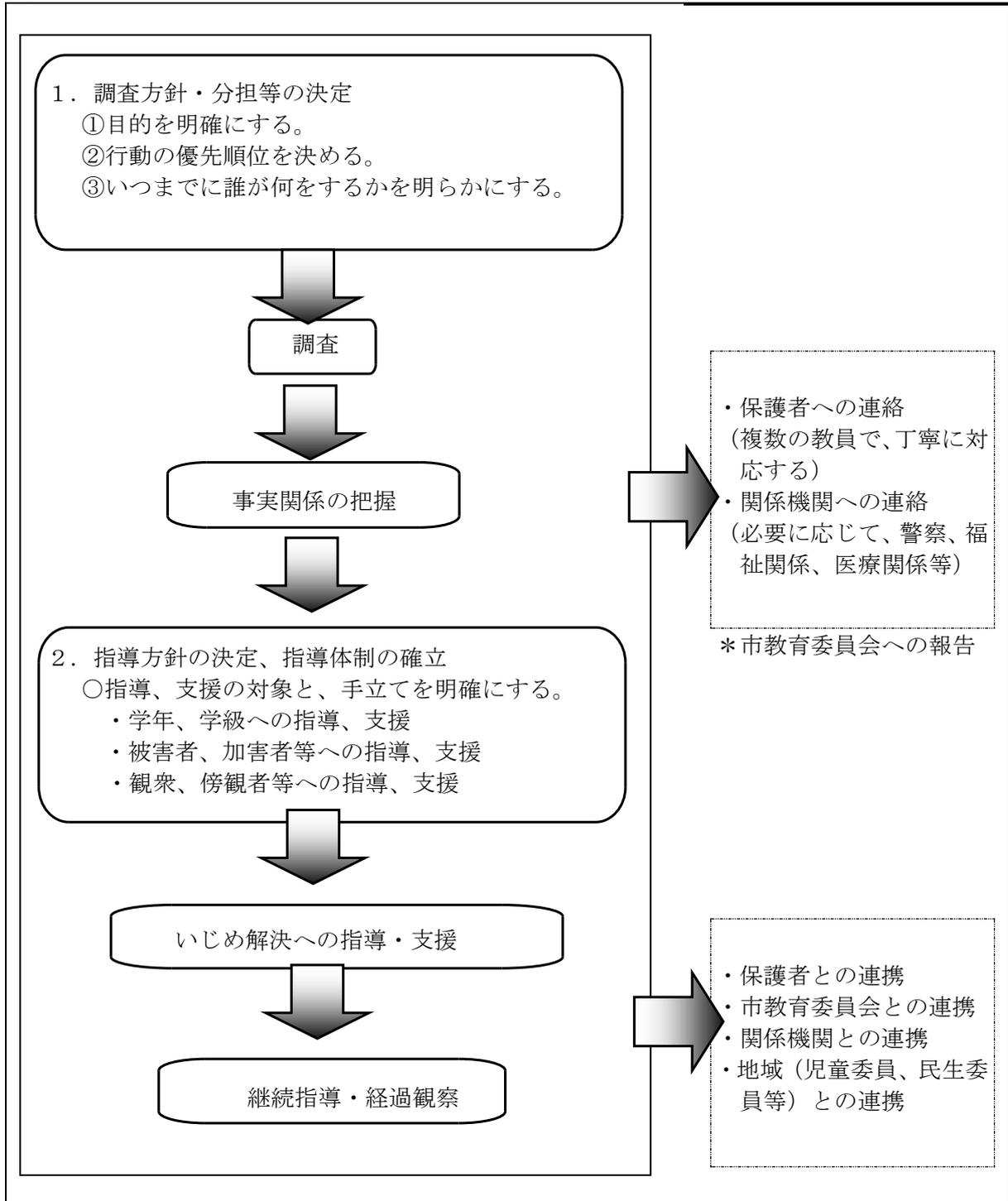
(4) いじめ認知時の対応に係るいじめ対策委員会《随時開催》

① 事実関係の把握

- ・ アンケート調査、児童、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し、共有する。
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的調査を迅速に行う。

※ 構成メンバーについては、上記の委員に学級担任、学年児童指導等を加えて行うなど問題の状況や学校の実情に合わせて組織する。

② 対応の流れ



\* 市教育委員会への報告については、以下の状況が発生した場合、すぐに報告すること。

- ・ 本人、もしくは保護者が納得せず、今後もめる恐れがあるもの
- ・ 重大事態に発展する恐れがあるもの

- ・ 外部機関が介入したもの

### 3. 学校におけるいじめ防止に関する具体的な取組み

#### (1) いじめの防止

##### ① 学業指導の充実

- ・ 児童一人一人が成就感、達成感が味わえる「分かる授業」を展開する。
- ・ 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

##### ② 道徳教育の充実

- ・ 道徳の時間を要として、道徳教育を充実させ、豊かな心を育てるとともに道徳性や道徳的な実践力を身に付ける。
- ・ いじめの未然防止につながる内容項目のきめ細かい指導を行う。
- ・ 道徳科では、道徳ノートを用い、学習中に考えたことや思ったことを自由に記述できるようにする。また、授業中だけでなく授業後にも考え続けたことを記入できるようにし、自分の内面を深められるようにする。
- ・ 1～3学期の授業参観のうち1回は必ず道徳の授業を公開し、保護者や地域の人たちに道徳教育への関心を高める。

##### ③ 特別活動の充実

- ・ 現在及び将来の生き方を考え、行動する態度や能力を育てるガイダンスの機能の充実を図り、学級や学校生活への適応やよりよい人間関係が形成できるようにする。
- ・ 朝の会や帰りの会、学級活動等で、一人一人のよさを認め合える場を設けることで、自己肯定感や自己有用感を高められるようにする。
- ・ 学級活動や行事等を通して人間関係を築く力を育てる。
- ・ 縦割り班活動など異年齢集団（ナルト班）で共遊をしたり、掃除をしたりすることによって、人間関係を築き、楽しい学校生活が送れるようにする。
- ・ 児童会の主体的な集会活動やいじめ撲滅月間（6・12月）内の運営委員会による「なかよし集会」や「人権集会」等を通していじめを考え、いじめの撲滅に向けて児童が主体的に行動しようとする意識を高める。
- ・ 毎月1回昼休みにクラスの共遊の時間を設け、子ども同士が楽しく遊ぶことによって望ましい人間関係を築けるようにする。また、担任は一緒に遊んだり、様子を観察したりすることによって、いじめの予防や発見につなげる。

##### ④ 人権教育の充実

- ・ 児童が自他の人権の大切さを認め合うことができるよう様々な場面を通して指導する。
- ・ 学年別人権教育目標とその具体策を設定し、あらゆる教育活動を通して人権について指導する。
- ・ 学級懇談の折りに、人権だよりを配付し家庭への啓発を図る。
- ・ 人権集会や人権作文、標語づくりを通して人権感覚を磨いたり、高めたりする。
- ・ 年間2回、児童への人権アンケートを行い、調査分析しそれを今後の指導に生かす。
- ・ 人権に関する研修を行い、教職員の人権感覚を磨く。
- ・ 人権感覚チェックリストにより、教師が自分の言動を時々チェックする。
- ・ 人権週間には道徳や社会科の直接的な授業を行い、児童の人権感覚を高める。

##### ⑤ 保護者・地域との連携

- ・ 学校公開や授業参観、学級懇談会等の機会を生かし、地域や保護者の理解を得たり、地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・ 家庭訪問、学級通信、学校だより等を通して家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・ 状況に応じて、PTAの専門部主催の研修等でいじめ問題について取り上げ、教職員と保護者がともに学ぶ機会を設ける。
- ・ 行事や教科等の学習に地域の人材を活用し、地域社会とのつながりや絆を築くとともに地域の大人とかかわることによって生きる力を育てる。
- ・ 児童や保護者への国からのメッセージの配布や相談機関の周知を行うなど、適切な情報の

発信を行う。

⑥ 専門機関との連携

- ・ SC や SSW、教育委員会等の指導を受け、児童間の関係修復やいじめ防止についての適切な指導について検討し、改善を図る。

⑦ 情報モラル教育の実践

- ・ 道徳の時間や特別活動、各教科において情報モラル教育を実践する。
- ・ 児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器（ゲーム機も含む）の適切な使い方を指導する。
- ・ 発達段階や必要に応じて出前授業（ネット安全教室）などの外部講師を利用して指導する。
- ・ 教職員の情報モラルの研修を行い、指導力を高める。
- ・ 児童の話合いによる ICT 使用時におけるルールづくりや、児童及び保護者参加型の授業等を実施し、共通理解を図る。
- ・ パソコンや携帯電話の適切な使い方について保護者に呼びかけたり、使用について保護者の管理の下で使用させたりするなどの啓発を図る。
- ・ 重点指導内容
  - ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しない指導を徹底する。
  - イ SNS などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底する。
  - ウ 有害サイトにアクセスさせない指導を徹底する。
  - エ 学級における話合い活動でのルールづくりによる自治的活動を促す。
- ・ PTA の専門部の研修等で情報機器に関する研修を行う。
- ・ ICT 支援員等委託業者による、児童タブレット内の写真、データ等の定期的な確認を行う。
- ・ 学校や大人が学校裏サイト等の存在を知り、注意して見たり削除したりする。

⑧ 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

- ・ いじめに関する全教職員対象の校内研修を年 1 回以上実施する。
- ・ いじめ関連の研修に積極的に参加する。
- ・ いじめに関するチェックシートを使って、自己の取り組みや指導体制の改善を図る。

(2) 早期発見

① 児童の見守り・信頼関係の構築

- ・ 日常生活を通して小さいいじめのサインを見逃さない。いじめのサインチェックシートなどを使って子どもの様子を観察する。
- ・ 朝の会、授業中、休み時間、掃除、下校時等のあらゆる場面で子どもたちの様子を観察し、小さな変化を見逃さないようにする。
- ・ 休み時間等を含め、できる限り子どもと一緒に過ごすようにし、子どもとの信頼関係の構築に努める。
- ・ 先生の教室の移動の時など、いつもの経路を変えたり、他のトイレを使ったりすることによってあらゆる場所を職員が見ているという雰囲気をつくり、いじめの未然防止、早期発見につなげる。
- ・ 生活当番の先生による、休み時間等の校舎内外の見回りを実施する。

② 情報交換による共有

- ・ 月曜日（放課後）の打合わせや職員会議、放課後などに気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できるような体制にしておく。
- ・ 月に 1 回、職員会議後に全職員で情報交換をし、共通理解を図る。
- ・ SC や SSW、養護教諭と情報を共有する。

- ・ 出授業の先生やボランティアティーチャーなど複数の教員からの情報も集める。
- ③ アンケートの実施
  - ・ いじめアンケート（年間3回）、人権アンケート（年間1回）、教育相談アンケート（年間2回）児童アンケート（年間2回）を実施し、いじめや学校生活の不安等を子どもたちが安心して訴えられるようにするとともにいじめの早期発見に役立てる。
- ④ 教育相談の充実
  - ・ 教育相談の前にはアンケートを実施し、事前に悩み等をつかみ、安心して相談ができるようにする。
  - ・ 年間2回（1～2学期）に実施し、2回目は担任以外の職員とも相談できるようにする。
- ⑤ 家庭との連携
  - ・ 学級懇談やPTA総会、学年PTAなど保護者と会うあらゆる機会を逃さず、保護者へのいじめ対策についての説明や啓発を行ったり、家庭でのいじめのサインチェックシートを配付して細かい子どもたちの変化を見逃さないようにしてもらおう。また小さな変化に気付いたらすぐ学校に連絡するよう呼びかける。
  - ・ 日頃から家庭との信頼関係を築き、関係をよくしてスムーズに連携が図れるようにする。
  - ・ 学級通信、学校だよりを通していじめ問題に対して啓発をする。
  - ・ 家庭では子どもとの会話をできるだけ多くするように呼びかけたり、悩みは何でも親に相談できるような雰囲気づくりを心がけるよう保護者をお願いする。

### (3) いじめに対する措置

- ① いじめ防止・不登校対策委員会による調査
  - 解決に向けての基本的な姿勢
    - ・ いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
    - ・ 子どもの表面的な変化のみにとらわれて解決と判断せず、継続して支援する。
    - ・ 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
    - ・ いじめ防止・不登校対策委員会が中心となり、関係ある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。
- ② 保護者への報告
  - ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
  - ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報を提供してもらおう。
  - ・ 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③ いじめられている児童及び保護者への支援
  - ・ 学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、解決に向けての方針を具体的に示す。また秘密を守り、できる限り不安を除くとともに安全を確保する。
  - ・ いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、充分話し合った上で決定する。
  - ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
  - ※ 保護者の不信感をかうような対応はしない。
  - ・ 「お子さんにも問題があるから」などの誤った発言はしない。
  - ・ 電話などで簡単に対応しない。
- ④ いじめた児童への指導及び保護者への助言
  - ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える

る。

- ・ いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。
  - ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
  - ・ いじめた児童が十分反省し、行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。
  - ・ 事情聴取後、家庭訪問をし、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実を確認する。
  - ・ 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
  - ・ 誰もがいじめる側にもいじめる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
  - ・ 学校の対応を批判する保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。
- ※ 保護者の不信感をかうような対応はしない。
- ・ 保護者を非難するような発言はしない。
  - ・ これまでの子育てについて批判しない。
- ⑤ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
- ・ 周囲の児童や傍観者も問題の関係者として事実を受け止めさせる。いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
  - ・ これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
  - ・ いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
  - ・ はやし立てたりする行為はいじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
  - ・ いじめの事実を告げることは「告げ口」などというものではないこと、つらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝え、勇気をもたせる。
- ⑥ ネットいじめへの対応
- ・ ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合は、いじめ防止・不登校対策委員会で情報を共有するとともに、当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
  - ・ 児童に生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に支援を求める。
  - ・ 危機管理の一環として、学校が学校裏サイト等の存在を知っておく。
  - ・ 深刻な誹謗中傷、書き込み等が発生した場合は、該当のページを保存・印刷し、それを持って警察等に相談する。
- ⑦ 警察との連携
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。
    - 関係機関との連携
      - ・ 深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等との連携が必要である。

#### 4. 重大事態への対応

学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下のとおり対応する。

- ア 市教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- イ 当該いじめの対処については、市教育委員会と連携し、弁護士、臨床心理士などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ防止・不登校対策委員会が中心となり、学校組織をあげて行う。
- ウ 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- エ いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査委員会によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- オ 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- カ いじめ防止・不登校対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

(1) 未然防止対策

- ・ いじめ対策月別計画による行事と指導を行う。(別紙)
- ・ 年間2回(6月・10月)のいじめに関するアンケート調査を実施する。
- ・ 年間2回(6月・10月)の教育相談を実施する。
- ・ 相談ポストを設置し、常時教育相談ができる体制をつくる。
- ・ 配慮を要する児童についての理解と支援(年間4回)の話し合いをもつ。
- ・ Q-Uテストの実施と分析による集団の把握(5月・11月の2回実施)をする。

(2) 早期発見対策

学 校	地域・家庭
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いつでも子どもの訴えに声に耳を傾ける。</li> <li>・ 休み時間児童と過ごしたり、気になる子の様子を観察する。</li> <li>・ 子どもの行動観察(チェックリスト)</li> <li>・ アンケート調査の実施と分析・対応・面談</li> <li>・ 生活当番の先生による校舎内外の見回り</li> <li>・ 職員間での情報交換</li> <li>・ 靴箱、机、学用品のチェック</li> <li>・ ネットパトロール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者との情報共有</li> <li>・ 連絡ノート・電話・家庭訪問・懇談・面談・いじめのチェックリスト</li> <li>・ 見守り安全ボランティア、交通指導員、スクールガードリーダー、駐在所警官等からの情報収集</li> <li>・ 地域、育成会等の行事への参加</li> </ul>

(3) いじめ認知時の対応

